

外国民事訴訟法研究（一）

外国民事訴訟法研究会

代表者 中村 英郎

早稲田大学大学院法学研究科における民事訴訟法研究指導の一環として、これまで多数の外国民事訴訟法の文献を講読してきた。昨年（一九八八年）、早稲田大学比較法研究所が創立三十周年を迎えるに当り刊行された欧文記念論文集 *Law in East and West* には、海外の研究者から寄稿された民事訴訟法関係の貴重な論文も多数含まれている。これを機会とし、大学院法学研究科で私の指導する民事訴訟法専攻の学生および関心を有する者をもって、外国民事訴訟法研究会を組織し、右記念論文集に掲載された民事訴訟法関係の論文、およびその他の外国民事訴訟法に関する論文の翻訳を「比較法学」の誌上をかりて順次公表することとした。今回は、記念論文集に掲載されたゴットヴァルト教授の論文「積極的裁判官―管理的裁判官」、および、昨年（一九八八年）五月、比較法研究所外国人訪問教授として来日されたブローニ―ウィッチ教授の論文「ポーランドの民事訴訟法」の翻訳を掲載する。

翻訳は、担当者が下訳をした上、研究会の討議を経たものであるが誤りなきを保し難い。この翻訳が、わが国にお

ける民事訴訟法研究の一助ともなれば幸である。

一 積極的裁判官—管理的裁判官

——アメリカ及びドイツ民事訴訟における裁判官の権限に関して——

ペーター・ゴットヴァルト

アメリカ、西ドイツそして日本の民事訴訟は、原則的に、^① 事実的訴訟資料の調達については当事者が責任を負うということを前提としている。しかし、それぞれの民事訴訟は、訴訟資料を収集し、整理するために、裁判官がどの程度まで実質的な訴訟指揮権を与えられ、補充的に行動しうるか、またしなければならぬかという点においてかなりの相違をみせている。

ドイツの民事訴訟においては、当事者の権限があまりにも限定的であるため、それを調整するものとして、資料収集に際しての裁判官の権限は絶えず拡大されてきた。^② 時折りみら

れる裁判官の「行動の行き過ぎ (Überaktivitäten)」は、誰が實際上、訴訟を進行するのか、裁判官なのかそれとも弁護士なのか、^③ ということについての徹底的な議論を引き起こした。その議論の経過の中で、一部では、積極的な裁判官に対する強い疑いが明らかにされた。裁判官の積極的行動を批判する者は、裁判官はその行動をもつと控へ目にすることを主張し、そして、それに代わって、当事者及びその代理人が裁判手続の結果に自己責任を有することを強調した。これと相応じて、当事者の訴訟追行義務の意義と範囲^④ についても疑い^⑤ がもたれ、弁論主義に依拠する権利保護の保障が再び強く主張され、